

# 川崎市庁用自動車事故の事務処理要綱

平成19年6月30日

19川総庁第348号

## (趣旨)

第1条 庁用自動車(川崎市庁用自動車管理規則(平成15年川崎市規則第20号。以下「規則」という。))第2条第1号に規定する自動車及び原動機付自転車。以下「車両」という。)で川崎市が公益社団法人全国市有物件災害共済会(以下「共済会」という。)と締結している自動車損害共済総合契約(以下「契約」という。)のてん補対象となる車両による交通事故の事務処理に関しては、別に定めるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

## (所管)

第2条 共済会との前条交通事故の事務処理に関しては、総務企画局長が所管する。

## (発生報告)

第3条 交通事故が発生した場合、規則第10条の規定に基づき、総務企画局長に報告するものとする。

2 総務企画局長は、前項の通報を受けたときは、速やかに共済会に通報するものとする。

3 主管局長は、第1項の通報を受けたときは、速やかに交通事故てん末書を添付して交通事故発生報告書を総務企画局長に提出するものとする。

4 総務企画局長は、前項の報告を受けたときは、速やかに交通事故発生報告書を財政局長に提出するものとする。

## (てん末書の提出)

第4条 運転者は、交通事故発生の通報をしたのち、速やかに前条第3項の交通事故てん末書を主管局長を経て総務企画局長に提出しなければならない。

(現況調査)

第5条 第3条第2項の通報を受け共済会が交通事故の発生状況等の調査又は聴取を行う場合は、主管局長及び運転者は、協力しなければならない。

2 総務企画局長は、必要があると判断した場合は、主管局長、所管の整備管理者等の立会いを得て、交通事故の発生状況等を調査し、又は運転者から交通事故の発生経緯等を聴取することができる。

3 前項の規定にかかわらず、総務企画局長は、状況に応じて前項の調査及び聴取を主管局長に依頼することができる。

(事故の対応)

第6条 主管局長は、示談の交渉の前提として必要な措置をとるものとする。

(立会い)

第7条 共済会が示談の交渉を行う際に、必要に応じて総務企画局長、主管局長等は、これに立ち会うことができる。

(共済会が示談交渉を行わない場合)

第8条 契約上等共済会が示談の交渉を行わない場合は、総務企画局長が示談の交渉を行うものとし、必要に応じて主管局長等は、これに立ち会うものとする。

2 前項の場合において、損害賠償の対象となる損害は、共済会が損害賠償の対象としている損害と同じものとする。

(中間払い)

第9条 前条の場合において、総務企画局長は、示談の交渉が長期にわたる場合で特に必要があると認めるときは、治療関係費、車両修理費、休業補償費等の中間払いを行うことができる。

(示談等の依頼)

第10条 総務企画局長は、物件事故の場合において、運転者の属する部署で即時解決の見込みのあると認められる軽易な事故に関し、当該事故の示談等を主管局長に依頼することができる。

2 総務企画局長は、被害事故の場合は、当該事故の示談等を主管局長に依頼することができる。

(示談等の報告)

第11条 総務企画局長は、前条の場合を除き、示談等が成立したときは、交通事故処理結果報告書を財政局長及び主管局長に提出しなければならない。

2 総務企画局長は、車両に損害を受けた場合で主管局長から修理費の支出報告が行われたときは、保険金請求依頼書を財政局長に提出しなければならない。

(てん補通知等)

第12条 財政局長は、保険金がつてん補されたときは、自動車事故に係る保険金のてん補通知書により総務企画局長及び主管局長に通知するものとする。

2 財政局長は、共済金送金の通知があったときは、その旨を総務企画局長に通知するものとする。

(協力)

第13条 主管局長等は、交通事故の事務処理に関し、その目的が達せられるように協力しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

(川崎市庁用自動車事故処理要綱の廃止)

2 川崎市庁用自動車事故処理要綱は、廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。